

2019.12.1

126

もくじ

会報

3 2

財団設立50周年を迎えて

寄稿

「財団設立50周年に寄せて〜文化遺産の保護をめぐる〜」

京都大学名誉教授
当財団専門委員会副委員長

高橋 康夫

6

特集

京都の文化遺産の保存と継承(3)
「京都の剣鉾」

京都造形芸術大学教授
当財団専門委員会委員

伊達 仁美

保護財団の活動

表紙写真解説

並河靖之「藤草花文花瓶」明治期 並河靖之七宝記念館蔵





財団設立50周年を迎えて

公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団

理事長 和田林 道 宜

この度、京都市文化観光資源保護財団は設立50周年を迎えることができました。京都市をはじめ、関係者、会員、市民の皆様方に一方ならぬお支えをいただきましたことに心より感謝申し上げます。

さて、私たちの先人は、戦後急速な都市開発が進められる中、京都市の貴重な文化財や歴史的な自然環境が、ややもすれば破壊損傷を被りかねない現状を直視し、これらの文化財がひとたび破壊されるならば、その復元は不可能との深い憂慮の念を抱きました。そして、これら歴史を通して伝えられてきた数々の文化財を、今後長らく後世に保存伝承することこそ、われわれに課せられた社会的責任であるとの強い使命感をもち、昭和44年（1969年）12月1日に京都市文化観光資源保護財団を設立しました。

京都は、延暦13年、西暦794年の平安京遷都以来、1000年を超えて、王城の地として栄えた都市であり、その長い年月の中で、建築、庭園、絵画、彫刻、工芸など多くの貴重な文化財が生み出され、また優雅な年中行事や伝統行事、郷土芸能をはぐくんできました。

そして、これらが古都京都の自然美と溶け合い、日本のこころのふるさととしてこよなき憩いと安らぎを与え続け、さらには、日本文化の過去と現在をつなぐことにより、将来への発展の足がかりを与えるものとして、京都市民のみならず、日本国民にとって極めて貴重な文化観光資源であり続けてまいりました。

この度、財団設立50周年を迎えましたが、設立当初の熱い情熱を引継ぎ、今度は私たちが、皆様とともにこの日本文化を守り育てていくのだとの強い使命感を持って「文化の都 京都」を築いてまいる所存でございます。

今後とも、京都市をはじめ、国、京都府並びに関係者の方々との連携を密にし、また協力を仰ぎながら文化観光資源の保護に努めてまいります。

これまでお支えていただきましたことに改めて御礼申し上げますとともに、今ここに、日本の宝である京都の文化観光資源の保存伝承をさらに推進していくことをお誓い申し上げます。

令和元年12月1日

財団設立50周年に寄せて

～文化遺産の保護をめぐる～

高橋 康夫

はじめに

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団（以下、保護財団と略します）は、この令和元年（2019）12月に設立50周年という大きな節目を迎えられます。半世紀の長きにわたって文化観光資源の保護と活用の事業に尽力されてこられたことに改めて敬意を表したいと思います。

本稿では、保護財団の足跡の一端に触れながら、近年の文化遺産の保護について、京都市域を中心とした動向や筆者の考えをお話したいと思います。

1. 過去と現在—文化財をとりまく社会状況

さて、保護財団が設立された昭和44年（1969）は、どのような時代だったのでしょうか。前年（1968）には文化財の保護をになう文化庁が設置され、翌年の1970年には6000万人をこえる人々が訪れた大阪万博が開催されています。ちなみに前回の東京オリンピックはその5年前、昭和39年（1964）のことでした。昭和

47年（1972）には世界遺産条約が発効し、昭和50年（1975）は文化財保護法が改正されて伝統的建造物群保存地区制度ができ、民俗文化財という用語が定まるなど、大きな展開がありました。

このような一連の大きなできごとは、保護財団が設立されることになった社会的な背景を示しているようにも思われます。

令和元年（2019）の前後も眺めてみましょう。3年前の平成28年（2016）には文化庁が京都に移転することになり、2021年度中には新・文化庁が京都に設置される予定です。また2年前の平成30年（2018）には万博開催地が大阪に決まり、2025年に「大阪・関西万博」が開催される予定です。東京オリンピック・パラリンピックはもう間近に迫っています。

“歴史は繰り返さず”ということわざが思い浮かびます。そこで、あらためて「設立趣意書」を読みなおしてみますと、今でも重要なことが書かれていて、とてもおもしろく参考になりました。いくつかあげてみましょう。

一つめは前述の社会状況にかかわることなので、すこし長いのですが、引用しておきます。

近時、国民生活の飛躍的向上に伴い、古都の文化観光資源を求めて入浴する観光客は年々累増しつつありますが、殊に万博の開催を目前に控えて、この傾向は更に飛躍的に激化するものと予想されます。（中略）。しかも、急速な都市開発の進展にともなって、これら貴重な文化財や、歴史的な自然環境などが、ややもすれば破壊損傷を被りかねない現状であります。

ふしぎなほどに今の状況と似ていて、とても50年前のこととは思えません。文中の「万博」が2025年の「大阪・関西万博」を指しているかのような、あるいは来年の東京オリンピック・パラリンピックのここのよう



会報創刊号表紙

な錯覚におちいりそうです。しかし、観光客の激増や過激なまでの都市開発など、今の方がもっと深刻ではないでしょうか。過去を省みて、保護財団の設立に匹敵するようなことをすべきだということなのかもしれません。

二つめは、日本文化の過去と現在と未来をつなぐ「歴史的文化遺産」は京都市民の、日本国民のきわめて貴重な「文化観光資源」である、という大切な主張です。現代の視点からあえて贅沢をいいますと、そこに京都という「地域」の過去と現在と未来をつなぐ「歴史的文化遺産」であるという趣旨を補いたいし、また「世界の人々」の「文化観光資源」であるといった字句を付け加えたいところです。ちなみに「古都京都の文化財」が世界文化遺産に登録されたのは、保護財団設立の25年後、平成6年（1994）のことでした。

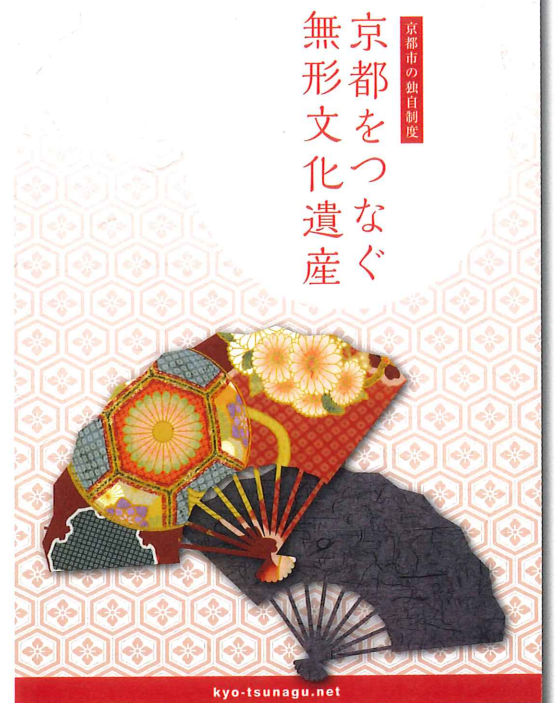
保護財団は、その設立以来、①有形文化財の修理、②史跡・名勝・天然記念物などの保全、③無形文化財、民俗文化財の保存と執行、④文化観光資源をとりまく自然環境と歴史的環境の保全、に対する助成事業などをおこなってきています。50年のあいだに事業の名称や種類・数などは多少変化しているようですが、「文化観光資源」の保護が根底にあるのは変わっていません。また、後にも触れますが、助成事業の対象が「未指定」の文化財であること、いいかえると、行政の補助が及ばないものに対して助成をおこない、これらの所有者・管理者とともにその保護につとめてきたことは、保護財団設立の理念を反映した大きな特色であり、貢献といえるでしょう。

2. 文化財とその保護

この半世紀、国・府・市からさまざまな文化財保護の施策があいついで打ち出されてきました。ざっとみても、国においては伝統的建造物群（1975）と文化的景観（2004）という新しい文化財カテゴリーの創設、また文化財の「選定」制度（1975）と「登録」制度（1996）、未指定を含めた文化財の保存と活用を目指す法改正（2018）があります。また京都府は国に先立って登録制度（1982）を始めていましたし、また独自の文化財環境保全地区（1981）や、保護の範囲を大きく広げた暫定登録文化財制度（2017）も実施しています。京都市も一連の独自制度——“京都を彩る建物や庭園”制度（2011）、“京都をつなぐ無形文化遺産”制度（2013）、



「“京都を彩る建物や庭園”制度」京都市文化財保護課提供



「“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」京都市文化財保護課提供

“まち・ひと・こころが織りなす京都遺産”制度（2016）——を策定し、活発に運用しています。近年の施策は、文化庁京都移転の決定が大きなきっかけになったともいえそうです。

こうしたいくつもの動きは、従来の指定から選定・登録へという保護対象の選びかたの多様化とともに、

文化財として保護すべき対象の広がり、文化財の捉えかたや考えかたの発展を示しています。

文化財保護法は、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と定義しています。このうち、新しいカテゴリーのふたつの説明をあげますと、伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」、文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」となっています。

「環境」とか「風致」「伝統」「地域」「生活」「生業」「風土」「景観」といった、現代社会において重要なキーワードがちりばめられていることや、文化財保護法が古都保存法（1966）や景観法（2004）、歴史まちづくり法（2008）などと連携していることが注目されます。

文化財というと、古くさく、また変わることがないように思われがちですが、じつはそうではないのです。文化財の考えかたは、人々や社会の価値観にあわせて進化するものと思います。私は、文化財のとらえかたがさらに広がり、充実したものになっていくことに大きな期待を寄せています。

3. 「誰一人取り残さない」

ところで、文化財を保護するために、国や都道府県・市町村は、それぞれに「価値の高いもの」や「理解のため欠くことのできないもの」を指定・選定・登録をおこなってきました。これにより多くの文化財が保護・助成の対象になりました。一方で、「価値の高いもの」や「理解のため欠くことのできないもの」であるにもかかわらず、指定などがなされていない、それどころか、その存在さえ知られていないものが数多くあるのです。そうしてひっそりと破壊され、消滅しているのが実情であり、大きな課題であるといわなければならないでしょう。

どうしたらよいのでしょうか。さまざまな考えかたや方法があると思います。国や都道府県・市町村の組織・人員・予算などをよりいっそう充実することは、当然なされるべき施策の一つでしょう。それによって指定・選定・登録文化財の質と量がいっそう向上することになるでしょう。

また、指定などの有無にかかわらず、人々の生活、



歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のものすべてを文化遺産と考え、大切にすることも必要でしょう。「誰一人取り残さない」ことは、文化遺産の世界でもきわめて大切な理念ではないでしょうか。こうした思いをもっていたので、昨年の京都市文化財保護審議会の「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」答申書が、「京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置づける」とされたことはたいへんありがたいことでした。

大切な文化遺産を「誰一人取り残さない」ようにするためには、市民の参加と連携、協働——自発的・自生的・非営利的な活動など——がとても重要な役割を果たすことになります。多くの人々の多様な活動によって文化遺産の発見と維持・継承・活用などにかかわる、さまざまなかたちのしくみを作りあげていくことが不可欠と思います。

おわりに

文化遺産が地域に根づき、生育しつづけるためには、良い土壌や空気とともにさまざまな栄養もまた不可欠です。府や市のいくつかの文化財補助制度がそうした助成をおこなっていますが、十分なものとはいえないでしょう。国・府・市などの補助が及ばない文化観光資源に助成するという保護財団設立時の理念は、今も変わらず大切なことであり、これからも大きな役割を果たされることを期待しています。

京都大学名誉教授
一般財団法人建築研究協会理事長
当財団専門委員会副委員長

京都の剣鉾

伊達仁美

「剣鉾」が巡行する祭礼行事は、京都とその周辺に多く見られる地域色豊かな貴重な民俗文化です。剣鉾は、祇園祭の山鉾と同じく御霊信仰における呪具であり、また神社の祭具ではなく、鉾町や鉾仲間といった氏子のなかの一部の集団で護持され、巡行に際しては、鉾差しを他所から招くというものです。このような典型的な「剣鉾のまつり」は、上御霊神社、下御霊神社、岡崎神社、須賀神社など、御霊をまつる神社の祭礼が発祥と考えられます。

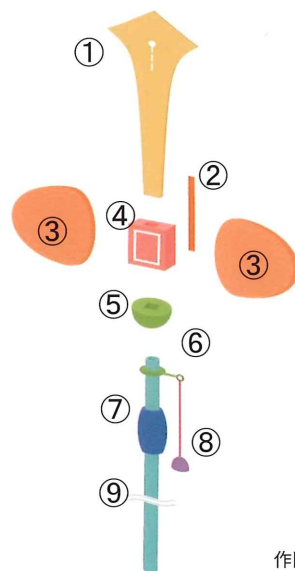
しかし、本来の目的であった悪霊を鎮める御霊信仰だけではなく、厄神を追い払うための神座として、用いられるようになりました。また、京都の市中や近郊の村落に広がっていったことには、高く差し上げられた棹の先につけられた銚、そして剣がしなりながらキラキラと光り、リズミカルに鳴る鈴、たなびく吹散といった華やかさにあこがれて、自分たちの集落に持ち帰ったものとも考えられています。本稿では、平成22～25年度にかけて、京都市が文化庁の補助を受けて実施した剣鉾調査の成果の一部を紹介します。

1. 剣鉾の構成部材について (図1参照)

「剣鉾」は、剣の形をした鉾で、長さ5～6mの棹の先に額や銚かざりとともに取り付けられています。剣は、銅と亜鉛の合金である真鍮製のものが多く、地域によって異なりますが、おおよその長さは1.2m～1.5m、厚みは、薄いところで1mm、厚いところで4～5mmとなっています。剣先が菱形に張り出し、薄く平坦な剣身の中央には縦にスリットが入っています。剣と棹の間には銚受として、社号を表した額やご神体を配置することが多く、その左右には、様々な意匠の銚金具が取り付けられています。剣をきれいにしならせる大切な部材である剣挟は、50～60cmの竹や檜の木で作ら

れており、2本を1セットとし、剣尻部分を裏表の両面から挟み込みます。剣の表と裏、剣に対してどれだけ出すかは、決まった数値はなく、鉾差したちが現場で調整します。それらを受金でまとめ、棹に差し込みます。

剣鉾の部材 標準名



作図 竹村祥子

標準名として抽出した各部材名は以下の通り

標準名	銘文等記載 (漢字)、地域呼称 (カナ) 等の事例
① 剣	：「剣」「劔」「剣先」「招」「ケン」「ケンサキ」「マネキ」 (剣の下部、銚受に隠れる部分は、茎 (ナカゴ) という)
② 剣挟	：「剣挟」「竹」「ケンバサミ」「タケ」
③ 銚	：「銚」「鉾」「カザリ」
④ 銚受	：「額」「ガク」
⑤ 受金	：「州濱」「スハマ」「カブラ」「ウケガネ」
⑥ 腕木	：「リンツリ」
⑦ 鈴当	：「リンアタリ」「ナツメ」「リンアテ」
⑧ 鈴	：「鈴」「スズ」「リン」「レイ」
⑨ 棹	：「長柄」「ボウ」「ナガエ」 (由岐神社四本鉾のみ「オヤバシラ」「カリボウ」)
○吹散	：「見送」「富尾」「幡」「比礼」「ミオクリ」「トミオ」「ハタ」 「ヒレ」「ヘレン」「フキナガン」
○ザブトン	：「マクラ」「ザブトン」 (銚受の上下、受金の上下に挟む環状の緩衝剤)

図1 剣鉾の部材

鍔金具と剣、劍挟の固定には赤や紫に染めたひもを用いますが、これも固定の強弱は劍挟と同様、鉾差しの技量の一つとなってきます。

棹には吹き散りという祇園祭の山鉾の見送りにあたる長い布を下げ、さらに鈴をつけて、棹に取り付けた鈴当てに当てながら巡行します。その重量は30kgにもおよびます。

2. 劍鉾の差し方について

これらは、「鉾差し」という特殊技能を持った集団によって取り仕切られていました。今でもその一部を垣間見ることができます。現在、京都市内の劍鉾は、鉾の差し方により東山、梅ヶ畑、嵯峨、鞍馬、その他に分けることができます。

東山は、前後方向に剣がしなる差し方で、特に前方に大きくしなり、剣のしなりと鈴が同期している動きが特徴的です。

現在では、大豊神社、八大神社、須賀神社、新日吉神社、下御霊神社、吉田神社今宮社、西院春日神社、北白川天神宮、粟田神社が該当します(写真1)。梅ヶ畑は東山と同様、大きくしならせ



写真1 東山の鉾差し

ますが、東山と違うのは、着流し姿であることや草履ばきであること、足を交互に踏み出すなど、普通に歩くように差すということが特徴です。平岡八幡宮の一之瀬町、平岡町、中島町、善妙寺町が該当



写真2 梅ヶ畑の鉾差し

します(写真2)。嵯峨では、棹を中心として、身体ごと左右に回転させ、棹は抱きかかえるように体に密着して差します。足の運びは、飛び跳ねるようにステップを刻んだり(大門町、中院町、鳥居本町、四区)、すり足で体を沈み込ませるようにしたり(天竜寺地区)違いはありますが、剣のしなりと鈴は同期せず、鍔の両端につけられた房が棹の回転による遠心力で水平方向に広がるのが見どころです。嵯峨祭(愛宕神社・



写真3 嵯峨の鉾差し



写真4 鞍馬の鉾

野々宮神社)が該当します(写真3)。鞍馬は、四本鉾と一本鉾が存在します。四本鉾とは、鉾頭が付くオヤバシラと左、右、後の3本がそれを支えます。オヤバシラには、下から50cmくらいのところに水平方向に横棒が取り付けられており、それを両手で持ち、棹を斜め方向に肩に当てて巡行します。由岐神社(鞍馬の火祭)の僧達仲間、名主仲間、上大惣仲間、中大惣仲間、下大惣仲間が該当します(写真4)。

一方、鞍馬火祭りに見られる一本鉾(中大惣仲間、下大惣仲間、大工衆仲間)はその他の差し方で、棹や剣が他の地域に比べ短めで、差し草(差し袋)を用いずに両手で持って巡行します。

3. 劍の材質について

劍の多くは、真鍮という銅と亜鉛の合金で作られて

います。銅が多いと柔らかく、亜鉛が多いと硬い仕上がりがとなります。剣先をしなせながら巡行するという剣鋒の目的から見ると、柔らかければ差した際にしなりすぎて戻る力がなくなり、逆に硬いとしなりができません。筆者が蛍光エックス線分析により、剣の金属配合比を分析したところ、多くの剣は、30～40%の亜鉛を含んだ真鍮が用いられていることが分かりました。この割合は、真鍮として最大の延展性を持ち、色も金色に輝いて美しいものとなります。

このように鋒に用いられている真鍮の銅と亜鉛の配合比を分析することで剣の材質や延展法と、差し方との関係を明らかにすることができます。さらに以前は、鋒差しによる巡行が行なわれていた地域でも現在では居祭りとして、室内に飾るだけになった地域も少なくありません。しかしこれらの中には、当初より、居祭り用として作られた剣鋒や、曳車に載せたり、舁いて巡行することを前提に作られた剣鋒もあると考えられ、その差異も今後の調査から明らかにすることが期待されます。

真鍮は、銅と亜鉛の合金で、銅は古代より使用されてきた金属ですが、亜鉛については、融点が419度と他の金属より低く、923度で沸点に達します。そのため、亜鉛を単体で精錬することは難しく、その技術は15世紀のインドで確立されたといわれ、17世紀になり中国で量産的に亜鉛製造が始まりました。また、銅の融点は1084.6度であることから、液状の銅に亜鉛を投入した時点で、亜鉛は蒸発してしまうということからも、真鍮生産が難しいものであったことがわかります。京都においては、延宝6年(1678)の『京雀跡追』や、元禄2年(1689)の『京羽二重織留』に「しんちうや(真鍮屋)」、「真鍮問屋」と紹介されていることから、江戸中期に入るところには、吹屋による生産体制が整っていたと思われます。

剣自体に製作年が刻まれているものは、筆者等が調査したところ、85本ありました。一番古いものでは、延喜8年(908)の北白川天神宮の壺ノ鋒(黒鋒)ですが、これは鉄製で、使用したことは確認できていません。ちなみに300本あまりの調査を行った中では、

唯一の鉄製の剣でした。真鍮製では、正保3年(1646)の長谷八幡宮の扇鋒でしたが、この年号は茎に刻まれています。茎部分は銅に鍍金がされており、真鍮製の剣部分とは明らかに材質が異なり、剣が後補として茎に接合されている可能性が考えられます。

次に古いものは、明暦2年(1656)の北白川天神宮の式ノ鋒です。しかし、茎に刻まれた製作年は、鋳職人が、製作の際に刻んだものとしては特殊な書体であり、後から刻まれたものではないかとも考えられます。

実際に剣に刻まれている年号は、18世紀中ごろから突然多くなります。これは銅と亜鉛の合金を作り出す技術が確立し、真鍮が日本国内で安定供給され始めた年代と重なっています。京都では前述のように17世紀後半には、真鍮屋や真鍮問屋があり、剣に刻まれた年号からもそれらをいち早く祭礼用具に取り入れたことに、京都の町衆の力が感じられます。

以上、京都市の調査事業では、民俗学、民具学、文献史学等の専門家に加え、筆者が専門領域の一つとする保存修復の視点からも科学的な分析を行うことで、剣鋒のまつりを多方向からとらえることができたと思います。

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が設立50周年を迎えられました。財団では、これまで有形無形にかかわらず、様々な文化観光資源の保護に力を注ぎ、支援されてきましたことに、厚く御礼申し上げます。

今回ご紹介しました剣鋒のまつりのような、町衆が守り継承してきた民俗文化にも焦点をあて、保護される取り組みにも引き続きご支援いただきます様、よろしくお願い致します。

なお記念事業としまして、12月15日(日) ロームシアターで「都の賑わい 祭 神人和楽のまつり『祇園祭』」が開催されます。記念公演とともに剣鋒も実演されます。

京都造形芸術大学教授
当財団専門委員会委員

参考文献：

- 『京都 剣鋒のまつり調査報告書』1 論説編・2 民俗調査編・3 資料編 京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会編 2014年
『京都市文化財ボックス第29集 剣鋒のまつり』京都市市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課 2015年
『民族藝術』Vol.31「剣鋒の意匠についての一考察」福持昌之 民俗芸術学会編2015年

ご支援・ご協力ありがとうございました

特別寄附金・一般寄附金 芳名録 (2019.5.1~9.30)

(敬称略)

【特別寄附金】

【基本財産寄附金】

個人

岡 雅之 (京都市) 渡邊 正勝 (横浜市) ほかに匿名1名

【文化観光資源保護事業】

法人

山田繊維株式会社 代表取締役 山田芳生 (京都市) 株式会社 田中長奈良漬店 代表取締役 田中長兵衛 (京都市)

株式会社 世界思想社 代表取締役 上原寿明 (京都市)

個人

中村 範夫 (行田市) 藤森 弘子 (宇治市) 野村 織江 (京都市) 岩本 正博 (西宮市)
村田 敏光 (京都市) 植田 淑子 (京都市) 松本 武士 (京都市) 尾嶋 遣一 (刈谷市)
伊勢 初枝 (京都市) ほかに匿名4名

【一般(会員)寄附金】

法人

【特別会員】

株式会社 上保経営研究室 代表取締役 上保陽三 (志木市) 北野天満宮 宮司 橘重十九 (京都市)
和光株式会社 代表取締役社長 井筒平和 (京都市) 株式会社 京都東急ホテル 総支配人 奥村浩二 (京都市)

【普通会员】

薬師寺 代表役員 安藤靖高 (京都市) 壬生六斎念仏講中 会長 山根正廣 (京都市)

【賛助会員】

九州砦山株式会社 代表取締役 三崎正敏 (東京都) 善願寺 代表役員 田中良昌 (京都市) ほかに匿名1名

個人

【特別会員】

伊勢 和夫 (京都市) 伊勢 初枝 (京都市) 伊勢 芳夫 (尼崎市) 林 節治 (京都市)
中井 卓治 (豊中市) 八木代志子 (向日市) 今野 勇一 (高槻市) 操田 邦男 (堺市)
山田 順三 (京都市) 高島 正子 (京都市) 篠原 明 (大山崎町) 原山八重子 (京都市)
山口 彰 (京都市) 吉川 克枝 (京都市) 仲谷 滋 (京都市) 飯田 恭子 (京都市)
奥山 脩二 (京都市) 川嶋 博 (さいたま市) 川嶋 純子 (さいたま市) 近藤 淑二 (神戸市)
竹内 清一 (千曲市) 渡辺 清子 (京都市) 保坂 清司 (長野市) 伊勢 初枝 (京都市)
伊勢 芳夫 (尼崎市) 伊勢 和夫 (京都市) 浅野 明美 (京都市) 土屋 英夫 (京都市)
林 節治 (京都市) 渡邊 勝広 (京都市) 渡邊礼以子 (京都市) 杉丸 一美 (宇治市)
橋本 武尚 (京都市) ほかに匿名5名

【普通会员】

中山 ミヨ (京都市) 高橋 和子 (京都市) 本道 隆子 (藤枝市) 福崎 諭 (京都市)
杉原 京子 (京都市) 杉原 賢一 (京都市) 三崎 正敏 (東京都) 山本 恵子 (京都市)
山田 靖 (大阪市) 藤原 明子 (京都市) 堀 雄作 (京都市) 栗岡 宏樹 (京都市)
上川 正 (京都市) 豊原 弘行 (京都市) 堀江 精一 (京都市) 中村 忠司 (京都市)
富岡みさを (京都市) 牛尾 忠子 (姫路市) 中岡 耀子 (京都市) 中辻壽美子 (城陽市)
谷山 正昭 (茨木市) 藤本喜久枝 (八幡市) 村上 寿子 (京都市) 堀 久子 (京都市)
田島 和美 (茨木市) 岩本 正博 (西宮市) 毛利タカ子 (八幡市) 山内 洋子 (京都市)
大村 玲子 (草津市) 川嶋 秀幸 (さいたま市) 峠 紀子 (茨木市) 宗宮 博 (大垣市)
岩井 至栄 (京都市) 保坂 晶子 (長野市) 山下 淑夫 (京都市) 藤井 文子 (府中市)
境 春子 (京都市) 仲井 眞琴 (京都市) ほかに匿名18名

【賛助会員】

奥村彰太郎 (東京都) 新井 紀子 (京都市) 渡部利絵子 (東京都) 伏原比呂子 (京都市)
亀田千鶴子 (京都市) 大根 美穂 (名古屋) 大根 賢治 (名古屋市) 清水香代子 (日吉津村)
山上 徹 (京都市) 吉野 克行 (京都市) 岡野 智子 (枚方市) 石井 小雪 (京都市)
山田 貴子 (京都市) 大辻 濱子 (京都市) 野上 俊子 (京都市) 増田 卓 (吹田市)
大西 淳 (高槻市) ほかに匿名4名

※各ご芳名は、寄附受納日順に掲載しています。

— 京都の文化遺産を守り伝える活動の輪を更に広げるために 皆様のご支援・ご協力をお願いいたします —

- ◇皆さまからの特別寄附や新しい会員募集の呼びかけに一層のご支援とご協力をお願いいたします。また、当財団の活動を紹介しますパンフレットの配布・設置にもご協力下さい。
 - ◇寄附金は、税の優遇措置を受けていただけます。当財団は「公益財団法人」として認定を受けていますので、寄附金は特定公益増進法人として税制上の優遇措置が適用され、個人の方は確定申告により所得税の控除を、法人においては法人税の損金算入が認められています。
- また、京都府・市にお住まいの方は、個人住民税(京都府民税、市民税)の控除が適用されます。

保護財団の活動

文化観光資源保護事業

令和元年度文化観光資源保護事業に
51件の助成申請がありました。

本年度の文化観光資源保護助成事業について、これまでに申請の事前相談、書類受付を行いましたところ、下記の内容のとおり51件の助成金の申請書を受理しました。今後、事務局において各事業の現地調査、資料収集などを行い、選定資料を作成のうえ、専門委員会に諮問し本年度の助成対象を決定します。

(1) 文化観光資源所有者、

管理者の行う文化観光資源保護事業

保護事業に対する助成（7件）

保護事業者	事業内容
等持院（北区）	方丈修理事業
教法院（上京区）	山門修理事業
平岡八幡宮（右京区）	拝殿修理事業
萱尾神社（伏見区）	末社修理事業
知恩院（東山区）	土塀修理事業
禅林寺（左京区）	屏風修理事業
六道珍皇寺（東山区）	仏像修理事業

(2) 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成

1) 伝統行事、伝統芸能の保存に対する助成（2件）

保護事業者	事業内容
(公財) 祇園祭山鉦連合会	祇園祭山鉦(8件)保存修理事業
京都五山送り火連合会	五山送り火各山火床等整備事業

2) 伝統行事、伝統芸能の執行・公開に対する助成

○伝統行事の執行に対する助成（19件）

保護事業者	事業内容
葵祭行列協賛会	葵祭行列の執行
祇園祭協賛会	祇園祭山鉦巡行の執行
京都五山送り火協賛会	京都五山送り火点火の執行
時代祭協賛会	時代祭行列の執行
嵯峨御松明保存会	嵯峨お松明行事の執行
賀茂競馬保存会	賀茂競馬行事の執行
藤森神社駄馬保存会	藤森駄馬行事の執行
糺の森流鏝馬神事等保存会	糺の森流鏝馬行事の執行
鞍馬山竹伐り会式保存会	鞍馬山竹伐り会行事の執行
花脊松上げ保存会	花脊松上げ行事の執行
蹴鞠保存会	蹴鞠の公開
広河原松上げ保存会	広河原松上げ行事の執行
雲ヶ畑松上げ保存会	雲ヶ畑松上げ行事の執行
小塩上げ松保存会	小塩上げ松行事の執行
烏相撲保存会重陽社	烏相撲行事の執行
西之京瑞饋神輿保存会	西ノ京瑞饋祭行事の執行
北白川伝統文化保存会	北白川高盛御供行事の執行

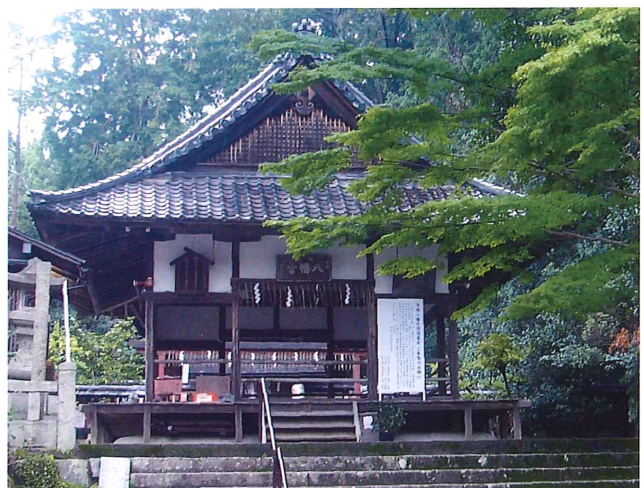
日野裸踊保存会	日野裸踊行事の執行
鞍馬火祭保存会	鞍馬火祭行事
桂川舟渡し保存会	松尾祭桂川舟渡御行事の執行

○伝統芸能の公開に対する助成（21件）

保護事業者	事業内容
壬生大念佛講	壬生狂言の公開
神泉苑大念佛狂言講社	神泉苑狂言の公開
千本ゑんま堂大念仏狂言保存会	千本ゑんま堂狂言の公開
嵯峨大念佛狂言保存会	嵯峨狂言の公開
久世六齋保存会	久世六齋の公開
中堂寺六齋会	中堂寺六齋の公開
梅津六齋保存会	梅津六齋の公開
小山郷六齋念仏保存会	小山郷六齋の公開
千本六齋会	千本六齋の公開
壬生六齋念仏講中	壬生六齋の公開
嵯峨野六齋念仏保存会	嵯峨野六齋の公開
西方寺六齋念佛保存会	西方寺六齋の公開
上鳥羽橋上鉦講中	上鳥羽六齋の公開
川上やすらい踊保存会	川上やすらい花の公開
今宮やすらい会	今宮やすらい花の公開
玄武やすらい踊保存会	玄武やすらい花の公開
上賀茂やすらい踊保存会	上賀茂やすらい花の公開
久多花笠踊保存会	久多花笠踊の公開
八瀬郷土文化保存会	八瀬赦免地踊の公開
(公財)松ヶ崎立正会	松ヶ崎題目踊の公開
番匠保存会	上棟祭の公開

(3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成（1件）

保護事業者	事業内容
(公財) 京都古文化保存協会 (京都市左京区)	文化財周辺松喰虫等駆除事業



平岡八幡宮拝殿 本殿は棟札により文政9年（1826）に、大工は上嵯峨の宗兵衛と京都室町の中川常右衛門藤原忠寛によることがわかっている。今回修理を行う拝殿も、この時に造営されたものとみられるが、経年劣化により床組みに傾きが生じているため修理工事が行われる。

会員事業のご案内

会員事業を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。参加ご希望の方は、各内容をご覧のうえお申込み下さい。

事業No.19007

七宝・花鳥風月の世界「並河靖之七宝記念館」 学芸員によるギャラリートークと鑑賞

明治期から大正期にかけて活躍した七宝家である並河靖之の記念館を訪ね、学芸員のご案内のもと並河家所蔵の七宝作品を国登録有形文化財に登録された旧邸宅や工房、七代目・小川治兵衛が琵琶湖疏水を利用した「水の庭」とともに鑑賞していただきます。



『七宝の美空間 庭園と建物』並河靖之七宝記念館 図録より

- 日 時 令和2年4月24日(金)
午前の部 10時30分～11時30分
午後の部 14時～15時
- 場 所 並河靖之七宝記念館
(京都市東山区三条通北裏白川筋東入堀池町)
- 申込定員 午前の部30名 午後の部30名
- 参加費不要
- 協力 並河靖之七宝記念館

※申込の際に①「午前の部」、②「午後の部」、③「どちらでも」のいずれかを明記ください。

※参加証は3月25日を目処に発送します。

事業No.19008

後援事業 京都市観光協会主催

「第54回京の冬の旅 非公開文化財特別公開」 にご招待

当財団が事業後援をしています公益社団法人京都市観光協会主催「第54回京の冬の旅 非公開文化財特別公開～秘められた京の美を訪ねて～」にご招待します。今回、特別公開されます寺院を拝観していただけます。

- 日 時 令和2年1月10日(金)～2月29日(土)
※但し、対象寺院によって公開日が異なり、拝観休止日があります。
- 対象寺院 大徳寺総見院(京都市北区)、三時知恩寺、光照院、宝鏡寺(上京区)、靈鑑寺(左京区)、知恩院大方丈・小方丈・方丈庭園、泉涌寺雲龍院、泉涌寺新善光寺(東山区)、妙心寺仏殿・浴室、妙心寺玉鳳院(右京区) 以上10か所
- 申込定員 150名

※拝観共通券にて、上記の対象箇所からご希望の2か所に上記期間のうちご都合の良い日時に直接拝観していただきます。

※招待券は12月27日を目処に発送します。

■申込方法

当会報にあわせて送付しています「会員ご招待・優待事業申込」ハガキ又は当財団ウェブサイト <http://kyobunka.or.jp> の会員サイトからお申込み下さい。お申込みの際は、必ず事業No.及び必要事項をご記入下さい。

■申込資格 会員本人様1名に限る

■申込締切日 12月20日(金) 必着

※上記の会員事業は、申込多数の場合は抽選とし、当選者の方のみご送付させていただきますので、ご了承ください。

■お問合せ

(公財)京都市文化観光資源保護財団 事務局
会員事業担当
TEL 075-752-0235 (平日9:00～17:00)
FAX 075-752-0236

会員事業を実施しました。

◆ 祇園祭前祭山鉦巡行観覧招待事業(7月17日)

当日は、晴天に恵まれ京都市役所前に特設しました当財団の招待席で、豪華絢爛な山鉦23基の巡行をゆっくりご観覧いただきました。



◆ 京都五山送り火記念の「扇子」を進呈

京都五山送り火協賛会が作製しております五山送り火記念の「扇子」は、今年は画家の吉岡佐知氏が描かれ、大変人気が高く大勢の皆さんから申し込みをいただきました。若干数であるため抽選のうえ送付させていただきました。

◆ 京の文化財探訪「初秋の『実相院』と『岩倉具視幽棲旧宅』を訪ねて」(10月11日・12日)

初秋の洛北岩倉にて実相院と岩倉具視幽棲旧宅のご協力いただき、文化財鑑賞を実施しました。11日は100名を超える多くの皆様に参加いただき、京都の文



化財を守る会ボランティア部の方々による案内説明のもと文化財を鑑賞していただきました。12日は残念ながら台風接近に伴い、岩倉具視幽棲旧宅は中止、実相院は午前中のみの実施とさせていただきます。



◆ 時代祭行列観覧事業(10月26日)

当日は、心地良い祭り日和になりました。全長2キロ、約2千人が織りなす鮮やかな装束姿の神幸列の出発を、京都御苑建礼門前の特別観覧席で皆さんにごゆっくり観覧いただきました。



※当財団に関すること、京都の文化財や祭り、観光などに関すること、会員事業に参加された感想など皆さまからのお便りをお待ちしています。当会報や会員サイトの「会員通信」に掲載し、ご紹介させていただきます。

京都市文化観光資源保護財団のウェブサイト

—京都 その文化遺産の保護と未来のために—
<http://kyobunka.or.jp>

設立50周年サイトを開設しています

このたび設立50周年のサイトを開設し、これまでの事業活動のあゆみや記念事業を紹介しています。機関紙『会報』の創刊号からこれまでの発行号を掲載していますので、ぜひご覧ください。



公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 設立50周年アーカイブ



表紙写真解説

ふじそう かもん かびん 並河靖之「藤草花文花瓶」明治期 並河靖之七宝記念館蔵

並河靖之(1845-1927)は、明治維新以降に七宝製作をはじめ技術や意匠の研究を進め、特に有線七宝技法を究め、国内外の博覧会で受賞を重ねました。日本の七宝を世界に冠たるものとした功績等から明治29年には帝室技芸員に任命されます。

本作品は、深く艶やかな黒色釉薬と細密な植線づかいによって藤草花の色鮮やかで精緻な図柄が引立たされており、並河の繊細な感性と技量の高さを感じさせる作品の一つです。

表紙写真／並河靖之七宝記念館提供

